構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

企調 第251号の1平成16年10月13日

内閣総理大臣 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

記

- 1.変更事項 別記1のとおり
- 2.変更事項の内容 別記2のとおり

(別記1)変更事項

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 6 構造改革特別区域計画の目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

別紙

- 4 特定事業の内容
- 5 当該規制の特例措置の内容

(別記2)変更事項の内容

計画本体

- 3 構造改革特別区域の範囲
 - ・「松戸市、鎌ヶ谷市、白子町の全域」を追加。

下線部が変更した部分

変 更 前	変 更 後
3 構造改革特別区域の範囲	3 構造改革特別区域の範囲
船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、	船橋市、木更津市、 <u>松戸市、</u> 茂原市、
東金市、流山市、我孫子市、富津市、	佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、
印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄	鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、
町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南	栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢
町の全域	町、長生村 <u>、白子町</u> 及び鋸南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

・変更後の構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の特性として、記述を変更。

変 更 前	変 更 後
4 構造改革特別区域の特性	4 構造改革特別区域の特性
(4) 構造改革特別区域の範囲である	(4) 構造改革特別区域の範囲である

船橋市、木更津市、茂原市、佐倉 市、東金市、流山市、我孫子市、 富津市、印西市、白井市、栄町、 栗源町、東庄町、海上町、睦沢 町、長生村及び鋸南町の特性

我孫子市には、知的障害者デイサー ビス事業所が無い。佐倉市、東金市、 印西市、白井市及び栄町には、知的障 害者デイサービス事業所及び身体障害 者デイサービス事業所が無く、木更津 市、流山市には、知的障害者デイサー ビス事業所及び障害児デイサービス事 業所が無い。また、茂原市、富津市、 栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長 生村及び鋸南町では知的障害者デイサ ービス事業所、身体障害者デイサービ ス事業所及び障害児デイサービス事業 所が無い状況である。

このため、これら16市町村の区域 いない状況である。

さらに、当区域においては、以下の ような特性がある。

当区域の障害者からは各市町村内 でサービスを受けたいという強い要 望が上がっている。

船橋市、木更津市、茂原市、佐倉

変 更 後

船橋市、木更津市、松戸市、 茂原市、佐倉市、東金市、流 山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 富津市、印西市、白井市、栄 町、栗源町、東庄町、海上 町、睦沢町、長生村、白子町 及び鋸南町の特性

我孫子市には、知的障害者デイサー ビス事業所が無い。佐倉市、東金市、 印西市、白井市及び栄町には、知的障 害者デイサービス事業所及び身体障害 者デイサービス事業所が無く、木更津 市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害 者デイサービス事業所及び障害児デイ サービス事業所が無い。また、松戸 |市、茂原市、富津市、栗源町、東庄 町、海上町、睦沢町、長生村、白子町 及び鋸南町では知的障害者デイサービ ス事業所、身体障害者デイサービス事 業所及び障害児デイサービス事業所が 無い状況である。

このため、これら19市町村の区域 で生活する障害者の方々は他の市町村一で生活する障害者の方々は他の市町村 のサービスを受けるか若しくは受けてのサービスを受けるか若しくは受けて いない状況である。

> さらに、当区域においては、以下のよ うな特性がある。

当区域の障害者からは各市町村内 でサービスを受けたいという強い要 望が上がっている。

船橋市、木更津市、松戸市、茂原

変 更 前

市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町としても、障害者デイサービスの充実を図ることにより、障害者(児)施策の充実を図る意向がある。

このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県においては、船橋市、木更津市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、富津市、印西市、白井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。

変 更 後

市、佐倉市、東金市、流山市、我孫 子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、 白井市、栄町、栗源町、東庄町、海 上町、睦沢町、長生村、白子町及び 鋸南町としても、障害者デイサービ スの充実を図ることにより、障害者 (児)施策の充実を図る意向があ る。

このような状況を踏まえると、当計画の推進に当たり、千葉県においては、船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、台井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南町の全域から規制の特例措置の適用を図っていく必然性があるものと判断される。

6 構造改革特別区域計画の目標

・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前

6 構造改革特別区域計画の目標 すなわち、千葉県内79市町村の うち、現在、知的障害者デイサービ スがあるのは、8市町村に12施 設、また障害児デイサービスがある のは、22市町村に27施設である ため、知的障害者デイサービス及び 障害児デイサービスを自らの市町村 内で受けられない市町村が、それぞ

变 更 後

6 構造改革特別区域計画の目標すなわち、千葉県内79市町村のうち、現在、知的障害者デイサービスがあるのは、8市町村に13施設、また障害児デイサービスがあるのは、22市町村に27施設であるため、知的障害者デイサービス及び障害児デイサービスを自らの市町村内で受けられない市町村が、それぞ

孪 更 前

れ71団体及び57団体ある。特定 事業を活用することによって、それ らの団体において自らの市町村内で 知的障害者デイサービス及び障害児 デイサービスを受けられるよう拡大 を図ることが可能になる。

当計画の推進に当たっては、適用 事業者及び関係市町村の意向等を踏 まえ、当面、その区域を船橋市、木 更津市、茂原市、佐倉市、東金市、 流山市、我孫子市、富津市、印西 市、白井市、栄町、栗源町、東庄 町、海上町、睦沢町、長生村及び鋸 南町の全域として実施するととも に、同区域の他の指定通所介護事業 所についても、空き状況を勘案しな がら、規制の特例措置の適用を図っ ていく。

孪 更 後

れ71団体及び57団体ある。特定 事業を活用することによって、それ らの団体において自らの市町村内で 知的障害者デイサービス及び障害児 デイサービスを受けられるよう拡大 を図ることが可能になる。

当計画の推進に当たっては、適用 事業者及び関係市町村の意向等を踏 まえ、当面、その区域を船橋市、木 更津市、松戸市、茂原市、佐倉市、 東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷 市、富津市、印西市、白井市、栄 町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢 町、長生村、白子町及び鋸南町の全 域として実施するとともに、同区域 の他の指定通所介護事業所について も、空き状況を勘案しながら、規制 の特例措置の適用を図っていく。

- 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - ・変更後の構造改革特別区域の範囲である船橋市、木更津市、松戸市、茂原 市、佐倉市、東金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白 井市、栄町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢町、長生村、白子町及び鋸南 町における経済的効果として記述を変更。

変 更 前

構造改革特別区域計画の実施が構 造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果

- (1)経済的効果

変 更 後

- 構造改革特別区域計画の実施が構 7 造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果
 - (1)経済的効果
- ・当計画の区域である船橋市、木更|・当計画の区域である船橋市、木更|

孪 更 前

津市、茂原市、佐倉市、東金市、 流山市、我孫子市、富津市、印西 市、白井市、栄町、栗源町、東庄 町、海上町、睦沢町、長生村及び 鋸南町の全域においては、特定事 業(906:指定通所介護事業所 等における知的障害者及び障害児 の受入事業)の活用により、知的 障害者デイサービスとの混合利用 が可能となることと相まって、平 成19年度までの5年間で、通所 介護の供給量が1.5倍になるこ とが見込まれる。

孪 後 更

津市、松戸市、茂原市、佐倉市、東 金市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷 市、富津市、印西市、白井市、栄 町、栗源町、東庄町、海上町、睦沢 町、長生村、白子町及び鋸南町の全 域においては、特定事業(906: 指定通所介護事業所等における知的 障害者及び障害児の受入事業)の活 用により、知的障害者デイサービス との混合利用が可能となることと相 まって、平成19年度までの5年間 で、通所介護の供給量が1.5倍に なることが見込まれる。

別紙

4 特定事業の内容

・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

変 更 前 変 更 後

特定事業の内容

(2)事業が行われる区域

市、東金市、流山市、我孫子市、富 津市、印西市、白井市、栄町、栗源 町、東庄町、海上町、睦沢町、長生 村及び鋸南町

特定事業の内容

(2)事業が行われる区域

船橋市、木更津市、茂原市、佐倉│船橋市、木更津市、松戸市、茂原 市、佐倉市、東金市、流山市、我孫 子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、 白井市、栄町、栗源町、東庄町、海 上町、睦沢町、長生村、白子町及び 鋸南町

当該規制の特例措置の内容 5

・構造改革特別区域の範囲、及び特例措置の適用を受けることを想定してい る事業所の変更に伴い、記述を変更。

孪 更 前

5 当該規制の特例措置の内容

(1)規制の特例措置の必要性

我孫子市には、知的障害者デイサ ービス事業所が無い。佐倉市、東金 市、印西市、白井市及び栄町には、 知的障害者デイサービス事業所及び 身体障害者デイサービス事業所が無 く、木更津市、流山市には、知的障 害者デイサービス事業所及び障害児 デイサービス事業所が無い。また、 茂原市、富津市、栗源町、東庄町、 海上町、睦沢町、長生村及び鋸南町 では知的障害者デイサービス事業 所、身体障害者デイサービス事業所 及び障害児デイサービス事業所が無 い状況である。

受けていない状況である。

(2) 当初から本特例措置の適用を受 (2) 当初から本特例措置の適用を受ける けることを想定している事業所の概しことを想定している事業所の概要 要

(~ は変更なし)

孪 後 更

当該規制の特例措置の内容

(1)規制の特例措置の必要性

我孫子市には、知的障害者デイサー ビス事業所が無い。佐倉市、東金市、 印西市、白井市及び栄町には、知的障 害者デイサービス事業所及び身体障害 者デイサービス事業所が無く、木更津 市、流山市、鎌ヶ谷市には、知的障害 者デイサービス事業所及び障害児デイ サービス事業所が無い。また、松戸 市、茂原市、富津市、栗源町、東庄 町、海上町、睦沢町、長生村、白子町 及び鋸南町では知的障害者デイサービ ス事業所、身体障害者デイサービス事 業所及び障害児デイサービス事業所が 無い状況である。

このため、これら16市町村の区 このため、これら19市町村の区域で 域で生活する障害者の方々は他の市 性活する障害者の方々は他の市町村のサ 町村のサービスを受けるか若しくは一ビスを受けるか若しくは受けていない 状況である。

(~ は変更なし)

社会福祉法人 三誠会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに 住所

社会福祉法人 三誠会 松戸市根木内677番地2

イ デイサービス事業所の名称及び住所

变	更	前	変 更 後
			デイサービスセンターマーシイヒル
			松戸市根木内677番地2
			ウ 指定通所介護事業所、身体障害者
			福祉法による指定デイサービス事業
			所、知的障害者福祉法による指定デイ
			<u>サービス事業所の別</u>
			<u>指定通所介護事業所</u>
			エ 障害児を受け入れる場合にあって
			は当該事業所が、障害児関係施設か
			ら受ける技術的支援の概要
			障害児は、当分の間受け入れ予定な
			<u>U。</u>
			オ 要件適合性の確認
			下記のとおり、特例措置の内容におけ
			<u>る具体的な取り扱いに合致している。</u>
			a 食堂及び機能訓練室の面積を指定
			通所介護の利用者数と知的障害者及
			び障害児の利用者数の合算数で除し
			<u>た数が3m²以上であること。</u>
			<u>•4.3 m²/人</u>
			・食堂及び機能訓練室の面積;
			<u>1 2 7 . 7 m²</u>
			・利用者数;30人以内
			b 指定通所介護事業所の職員数につ
			いては、指定通所介護の利用者数と
			知的障害者及び障害児の利用者数の
			<u>合算数で基準を満たしているか判断</u>
			<u>し、満たしていない場合は新たに必</u>
			要な職員を確保すること。
			利用者30人以内の施設
			・生活相談員2人
			<u>・介護職員9人</u>
			・機能訓練指導員1人(兼務)

変 更	前	変 更 後
		<u>・看護職員2人</u>
		<u>デイサービスであるため、1日あた</u>
		<u>りの利用者は一定ではないが、指定通</u>
		<u>所介護事業所としての1日あたりの利</u>
		用者は概ね15人であるので、知的障
		害者の受け入れは1日あたり15人程
		<u>度が可能である。</u>
		<u>有限会社プラン・ウエスト</u>
		ア 事業者の法人種別及び名称並びに
		<u>住所</u>
		有限会社 プラン・ウエスト
		<u>市川市八幡 3 丁目 5 番地 1 - 1 5</u>
		03号
		イ デイサービス事業所の名称及び住所
		デイサービスひぐらしのいえ
		松戸市日暮5丁目325番地
		ウ 指定通所介護事業所、身体障害者
		福祉法による指定デイサービス事業
		所、知的障害者福祉法による指定デイ
		サービス事業所の別
		指定通所介護事業所
		工 障害児を受け入れる場合にあって
		は当該事業所が、障害児関係施設か
		ら受ける技術的支援の概要 一
		<u>障害児は、当分の間受け入れ予定</u>
		<u>なし。</u> オ 要件適合性の確認
		<u>オー安保週日はの確認</u> 下記のとおり、特例措置の内容にお
		ト <u>ド記のとのり、特別指重の内谷にの</u> ける具体的な取り扱いに合致してい
		<u> </u>
		│ ②。 │ a 食堂及び機能訓練室の面積を指│
		定通所介護の利用者数と知的障害者

变	更	前	変 更 後
			及び障害児の利用者数の合算数で除
			<u>した数が3m²以上であること。</u>
			<u>· 4 . 6 m² /人</u>
			・食堂及び機能訓練室の面積;
			<u>45.7m²</u>
			<u>・利用者数;10人以内</u>
			b 指定通所介護事業所の職員数につ
			いては、指定通所介護の利用者数と
			知的障害者及び障害児の利用者数の
			合算数で基準を満たしているか判断
			<u>し、満たしていない場合は新たに必</u>
			要な職員を確保すること。
			利用者10人以内の施設
			<u>・生活相談員 2 人</u>
			<u>・介護職員4人</u>
			・機能訓練指導員1人(兼務)
			<u>・看護職員1人</u>
			<u>デイサービスであるため、1日</u>
			<u>あたりの利用者は一定ではない</u>
			が、指定通所介護事業所としての
			<u>1 日あたりの利用者は概ね 5 人で</u>
			<u>あるので、知的障害者の受け入れ</u>
			<u>は1日あたり5人程度が可能であ</u>
			<u> </u>
			<u>社会福祉法人 慶美会</u>
			ア 事業者の法人種別及び名称並びに
			<u>住所</u>
			社会福祉法人 慶美会
			市川市柏井町4丁目314番地
			イ デイサービス事業所の名称及び住所
			特別養護老人ホーム慈祐苑
			鎌ヶ谷市道野辺214番地4

变	更	前	変 更 後
			ウ 指定通所介護事業所、身体障害者
			<u>福祉法による指定デイサービス事</u>
			業所、知的障害者福祉法による指
			<u>定デイサービス事業所の別</u>
			<u>指定通所介護事業所</u>
			工 障害児を受け入れる場合にあって
			は当該事業所が、障害児関係施設か
			ら受ける技術的支援の概要
			障害児は、当分の間受け入れ予
			<u>定なし。</u>
			オ 要件適合性の確認
			下記のとおり、特例措置の内容に
			おける具体的な取り扱いに合致して
			<u>いる。</u>
			a 食堂及び機能訓練室の面積を指定
			通所介護の利用者数と知的障害者
			<u>及び障害児の利用者数の合算数で</u>
			<u>除した数が3m²以上であること。</u>
			· 3 . 5 m² /人
			・食堂及び機能訓練室の面積;_
			1 5 6 m ²
			· 利用者数; 4 5 人以内
			b 指定通所介護事業所の職員数につ
			いては、指定通所介護の利用者数
			と知的障害者及び障害児の利用者
			数の合算数で基準を満たしている
			か判断し、満たしていない場合は
			<u>新たに必要な職員を確保するこ</u>
			<u>と。</u> 利田 老 451Nカの称称
			利用者45人以内の施設
			<u>・生活相談員4人</u>
			・介護職員10人
			<u>・機能訓練指導員3人</u>

変 更 前	変 更 後
	・看護職員2人
	デイサービスであるため、1
	日あたりの利用者は一定ではない
	が、指定通所介護事業所としての1
	日あたりの利用者は概ね40人であ
	るので、知的障害者の受け入れは1
	日あたり5人程度が可能である。
	<u></u>
	│ │ <u>21</u> 社会福祉法人 優愛会
	ア 事業者の法人種別及び名称並びに
	<u>住所</u>
	社会福祉法人 優愛会
	長生郡白子町古所5421番地1
	イ デイサービス事業所の名称及び住所
	デイサービスセンター はまひる
	<u>がお</u>
	長生郡白子町古所5421番地1
	ウ 指定通所介護事業所、身体障害者
	<u>福祉法による指定デイサービス事業</u>
	所、知的障害者福祉法による指定デ
	<u>イサービス事業所の別</u>
	指定通所介護事業所
	エ 障害児を受け入れる場合にあって
	は当該事業所が、障害児関係施設か
	ら受ける技術的支援の概要
	障害児は、当分の間受け入れ予
	<u>定なし。</u>
	オー要件適合性の確認
	下記のとおり、特例措置の内容に
	おける具体的な取り扱いに合致して
	<u>いる。</u>
	a 食堂及び機能訓練室の面積を指
	定通所介護の利用者数と知的障害者

变	更	前	変 更 後
			及び障害児の利用者数の合算数で除
			した数が3m²以上であること。
			· 5 . 3 m² /人
			・食堂及び機能訓練室の面積;
			<u>183.9m²</u>
			・利用者数;35人以内
			b 指定通所介護事業所の職員数につ
			いては、指定通所介護の利用者数と
			知的障害者及び障害児の利用者数の
			<u>合算数で基準を満たしているか判断</u>
			<u>し、満たしていない場合は新たに必</u>
			要な職員を確保すること。
			利用者35人以内の施設
			<u>• 生活相談員 1 人</u>
			<u>・介護職員6人</u>
			・機能訓練指導員1人(兼務)
			<u>· 看護職員1人</u>
			<u>デイサービスであるため、1日</u>
			<u>あたりの利用者は一定ではない</u>
			が、指定通所介護事業所としての
			<u>1日あたりの利用者は概ね18人</u>
			であるので、知的障害者の受け入
			れは1日あたり17人程度が可能
			<u>である。</u>